

概要

川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（認知症対策アクションプラン）（案）

計画の基本理念

（73 ページ）

前計画の基本理念を継続

全ての人が、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現

第6次川西市総合計画で掲げるめざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ~ジブンイロ 叶う未来へ~」を踏まえ、上位計画である地域福祉計画の基本理念である「誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現」を達成する上で、全ての人が、自らの希望に応じた住まいや暮らし方を選択し、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域を築くことは、極めて重要と考えられます。

特に、本市は阪神間の市町の中でも高齢化が進んでおり、今後増加が予想される認知症の方への対応や生産年齢人口の減少に伴う介護人材確保に取り組むことが必要です。

計画の位置づけ及び期間

（3、4 ページ）

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。上位計画である総合計画や地域福祉計画、また、国が介護保険法に基づき定める基本指針や県の関連計画の内容を踏まえるとともに、本市の「健康」、「障がい者」、「子ども・若者」等の各分野別計画との連携を図り策定しています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期計画			第9期計画（本計画）			第10期計画		
団塊の世代が75歳以上となる令和22（2040）年度を展望した社会保障								

重点施策

（75、76 ページ）

認知症の人及び要介護認定者がピークとなる令和12年（2030）年以降を見据え重点施策を設定

認知症対策アクションプラン

認知症になっても自分らしく最期まで暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の視点を重視した支援を充実させます。

介護人材確保プロジェクト

介護人材確保に係る課題を「機会の確保」「定着支援、離職防止」「業務効率化」など7つに分類し、それぞれの課題に対応した取組を一体的に実施します。

計画の展開

計画策定に向けた主な課題

(7、9、11、13、15ページ)

介護予防と健康づくり

多様な主体による生活支援サービスの推進

介護予防の動機付けとなる施策の検討

通いの場の継続と支援の充実

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムの深化・推進

介護人材確保に向けた重点的な施策の実施

認知症施策

認知症の人の意見を基にした、認知症の人や家族に対する支援、認知症に対する正しい知識や理解の普及・啓発の実施

地域における認知症支援の仕組みの構築

高齢者福祉

老人クラブ活動の活性化に向けた取組

生きがい就労事業の実施

個別避難計画作成の推進

介護保険サービス

着実な整備に向けて周知方法等の検討

介護人材確保に向けた重点的な施策の実施

介護度改善インセンティブ事業の推進

計画の基本目標及び施策体系

【重点施策】 認知症対策アクションプラン 介護人材確保プロジェクト

基本目標1 介護予防とフレイル対策の推進 (85～90ページ)

- | | | |
|------------------------|----|---------------------------|
| (1) 効果的な介護予防事業の展開 | 新規 | 新規、拡充施策 「 」は認知症対策アクションプラン |
| (2) 健康づくりの推進 | 新規 | (仮称)巡回型介護予防計測・相談会の実施 |
| (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 | 新規 | (仮称)介護予防ポイント制度の創設 |

成果指標について (77ページ)

新たに基本目標に対して成果指標(アウトカム指標)を設定します。

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進による共生社会の実現 (91～99ページ)

- | | | |
|-------------------------|---------|-----------------|
| (1) 地域包括支援センターの機能強化 | 新規、拡充施策 | |
| (2) 生活支援体制の充実 | 拡充 | 地域包括支援センターの機能強化 |
| (3) 在宅医療・介護連携の推進 | 拡充 | 生活支援コーディネーターの配置 |
| (4) 社会資源に係る情報基盤の充実と活用促進 | 新規 | 訪問型支えあい活動への支援 |
| (5) 高齢者の権利擁護 | 新規 | 通いの場への支援 |
| (6) 重層的支援体制の構築 | 新規 | 重層的支援体制整備事業の実施 |

成果指標 方向性

健康寿命(平均自立期間)の延伸

実績値 令和4年度 男性:80.9歳(82.3歳)
女性:85.6歳(88.9歳)

目標値 令和8年度 男性:81.9歳(83.6歳)
女性:85.7歳(88.9歳)

基本目標3 認知症施策の充実(認知症対策アクションプラン) (100～107ページ)

- | | | |
|---------------------------|----|---|
| (1) 認知症の早期発見と早期対応 | 新規 | 新規、拡充施策 「つながりノート」を活用した、認知症専門医療機関等との連携強化 |
| | 新規 | 受診拒否で医療に結びつかない人への支援 |
| | 新規 | 認知症相談・対応機関周知冊子の作成 |
| (2) 認知症本人及び家族への支援 | 拡充 | 認知症地域支援推進員の活動強化 |
| | 拡充 | 認知症初期集中支援チームの機動力の強化 |
| | 新規 | 認知症みまもり登録者への認知症損害賠償保険の加入 |
| | 新規 | 認知症みまもり登録者へのGPS靴の給付 |
| (3) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり | 拡充 | 認知症みまもり登録者への「つながりノート」の配布 |
| | 拡充 | 認知症にやさしい移動販売 |
| | 新規 | 認知症啓発講演会・VR体験会の開催 |
| | 新規 | 認知症ステップアップ講座の開催 |
| | 拡充 | 若い世代への途切れのない認知症サポーター養成講座の開催 |
| | 拡充 | 若年性認知症についての啓発 |
| (4) 若年性認知症への対応 | 新規 | 若年性認知症の人を対象とした通いの場の創設 |
| | 拡充 | 若年性認知症の人を対象とした就労支援等の実施 |

成果指標 方向性

主観的幸福感 (介護予防・日常生活圏二一ス調査)

実績値 令和4年度 7.12点 / 10点

目標値 令和8年度 7.25点 / 10点

基本目標4 生きがいづくりの充実と安心、安全な生活の確保 (108～117ページ)

- | | | |
|-----------------------|---------|---------------|
| (1) 高齢者の生きがいづくりの推進 | 新規、拡充施策 | |
| (2) 生涯学習の充実と生涯スポーツの振興 | 新規 | 生きがい就労事業の実施 |
| (3) 就労の支援 | 新規 | 地域の移動課題対策支援事業 |
| (4) 住環境の整備と確保 | | |
| (5) 在宅高齢者支援の充実 | | |
| (6) 災害及び感染症対策に係る体制整備 | | |

成果指標 方向性

第1号被保険者に占める認定者の割合

実績値 令和4年度 21.0%

目標値 令和8年度 23.9% (24.1%)

基本目標5 介護サービス基盤の整備と介護人材確保によるサービスの充実及び適正な運営の確保 (118～131ページ)

- | | | |
|---------------------------|---------|--------------------------------|
| (1) 介護サービスの充実 | 新規、拡充施策 | 介護基盤整備は除く |
| | 拡充 | 介護支援専門員等研修受講費助成事業の実施 |
| (2) 介護人材確保プロジェクト | 新規 | 市内の介護サービス事業所におけるDXの推進 |
| | 拡充 | 介護予防サービス計画等の事務負担軽減の実施 |
| (3) 介護保険事業の適正な運営 | 新規 | 送迎業務の共同委託の実証実験に向けた調査の実施 |
| | 新規 | (仮称)介護予防ポイント制度を活用した介護施設等での人材確保 |
| (4) 介護度改善インセンティブ事業の推進 | 新規 | 介護職のイメージアップにつながる啓発資料の作成 |
| | 新規 | 介護給付適正化支援システムの導入 |
| (5) 低所得の介護保険サービス利用者に対する支援 | 新規 | |

介護保険事業基盤整備

(118 ページ)

令和7(2025)年及び令和12(2030)年を見据え、本計画期間内に以下の介護保険施設等を整備します。

施設・サービス	定員等
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム	29人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を組み合わせる定期巡回と随時対応で提供するサービス	2か所
看護小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心に「短期間の宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせるサービスに「訪問看護」を加え、介護と看護の一体的な提供を可能とするサービス	29人
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 身近な地域で家庭的な雰囲気のもと共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介助や機能訓練等を行うサービス	18人
認知症対応型通所介護 デイサービスセンターへの日帰りの通所において、認知症の専門スタッフによる入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導や機能訓練等を行うサービス	1か所
特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等) 介護付き有料老人ホーム等に入居して自立した生活ができるように日常生活上の世話や機能訓練などが受けられるサービス	100人

計画の推進に向けて

(133、134 ページ)

行政だけでなく、市民、地域の関係団体、介護保険サービス事業者を高齢者支援を推進していく主体と位置づけ、一体となって計画の推進に取り組みます。

市	高齢者等の福祉施策の充実や施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行うとともに、市民、関係団体との協働・連携の体制づくりに取り組み、事業者等とのネットワーク構築に向け体制を整備します。
市民	自らの健康や介護予防に関する意識を高めるとともに、様々な活動に取り組み、生きがいを持って地域社会の構成員の一人として社会参加することが望まれます。
関係団体	福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に対応していくことが期待されます。
介護保険サービス事業者	高齢者等の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、利用者の自立支援に資する適正で良質なサービスを提供することが必要です。

本計画の推進にあたっては、毎年、進捗状況を把握し、市民や有識者、保健・医療・福祉関係団体の代表者等で構成される川西市介護保険運営協議会に報告の上、総合的な見地から点検、評価を行います。